

泉佐野市長
新田谷 修司 様

泉佐野市個人情報保護審査会
会長 松田 聰子



個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成15年8月20日付け泉佐総総第492号で諮問のあった「地域就労支援（相談）事務の相談業務におけるセンシティブ情報の収集について」に係る個人情報保護条例第6条第3項の規定に基づく収集禁止の例外事項及び「L G W A N（総合行政ネットワーク）による公的個人認証証明事務及び電子文書交換システムに係る外部提供について」に係る個人情報保護条例第7条第3項の規定に基づく外部提供禁止の例外事項について、下記のとおり答申します。

記

1 地域就労支援（相談）事務の相談業務におけるセンシティブ情報の収集について

審議結果 承認

付帯意見 就職困難者等の抱えるハンディその他就職困難な理由の中には、さまざまなセンシティブ情報が含まれることから、就労相談カードの取扱いには細心の注意を払うとともに、委託先の業者に対しても適正な個人情報の管理を行うよう継続して指導監督すること。

なお、当審査会への諮問時期が事務開始後とならないよう、条例解釈について認識を深め、適正な運用を図ること。

2 L G W A N（総合行政ネットワーク）による公的個人認証証明事務及び電子文書交換システムに係る外部提供について

審議結果 公的個人認証証明事務 : 承認
電子文書交換システム : 保留

付帯意見 L G W A Nの利用も住基ネットと同様、個人情報の大規模かつ回復不可能な侵害事件を発生させる危険性があることから、セキュリティ対策については、国等の制度面・技術面の対策にのみ依存することなく、常に不正アクセス等を監視し、非常時においては送信を停止するなど、市

の自主的な安全保護対策を強化すること。

公的個人認証証明事務においては、各種電子申請等に利用されることから、悪用される危険性・権利侵害の重大性等について利用者に対して周知し、注意喚起を促す必要がある。

電子文書交換システムについては、システムの運用開始後、個人情報を取り扱う事務の内容が判明した時点で再度、当審査会に諮問すること。